

## 島根海区漁業調整委員会指示第1号

(はえ縄漁業の操業の禁止)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、毎年4月1日から7月31日まで及び10月1日から12月31日までの間次の海域におけるはえ縄漁業の操業を禁止する。

昭和44年11月14日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 啓之助

次のア、イ、ウの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とにより囲まれた海域

ア 島根・山口両県県境鉦崎突端

イ アの点と島根県益田市大字木部大浜漁港標識灯を結んだ線と、同市大字小浜小浜漁港標識灯と島根県益田市魚待ノ鼻突端を結んだ線との交点

ウ 島根県益田市魚待ノ鼻突端